

日置市建設工事における市内業者等の認定・取扱基準について

日置市では、市内業者の育成と受注機会の確保を図るため、本市建設工事入札参加有資格者における「市内業者」の認定要件及び取扱等について、次のとおり定める。

ただし、本基準は基準適用日以後に最初に行う市内業者等の認定について適用し、適用日以前に行った市内業者等の認定については、なお従前の例によるものとする。

1 「市内業者」の定義

◎「市内業者」とは、以下のいずれかに該当する者をいう。

- ① 本市に、主たる許可営業所を有する者であること。(⇒「甲市内業者」)
- ② 本市に、主たる許可営業所を有していた者で、当該主たる許可営業所を本市に有しなくなった日から引き続き鹿児島県内に主たる許可営業所を有し、かつ、本市に許可営業所を有する者であること。(⇒「乙市内業者」)

なお、許可営業所とは建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条に規定する建設業の許可を有する営業所をいい、主たる許可営業所とは、完成工事高の割合が最も高い許可営業所をいう。

2 「準市内業者」の設定

◎以下のいずれにも該当する者は、「準市内業者」として取り扱う。

- ① 鹿児島県内に主たる許可営業所を有する者で、本市に許可営業所又はこれに類する常時契約を締結する事務所を有している者であること。
- ② 当該事務所が、入札参加資格審査申請時において、本市に法人等設立（設置）申告書を提出してから2年以上が経過し、かつ、その間に市税の未納がない者であること。
- ③ 当該事務所が、入札及び見積に関する権限、契約の締結及び履行に関する権限、入札保証金及び契約保証金の納付及び受領に関する権限、代金の請求及び受領に関する権限並びに復代理人選定に関する権限の一切を有している者であること。
- ④ 当該事務所が、次に掲げる全ての要件を満たしている者であること。

ア 事務所の形態

- ・ 自社又は賃貸借による建物であること。
- ・ 会社役員、社員又は他の者が居住している専用住宅でないこと。
- ・ 兼用住宅の場合は、事務所の機能を有する部分が住居部分と完全に分離しており、住居部分の玄関とは別に事務所専用の入り口があること。

イ 事務所の設備

- ・ 自社の看板を設置していること。
- ・ 自社専用の電話及びファックスを常設しており、転送しないこと。また、他の者と共同使用していないこと。
- ・ 事務所机等の什器備品を備えていること。

ウ 事務所の体制

- ・ 直接雇用関係にある2人以上の職員が配置されており、連絡が常時とれる体制であること。
- ・ 営業に係る帳簿類等を備え付けて、保存管理していること。
- ・ 出勤簿等で、職員の通勤状態が常に記録されていること。

※ 「準市内業者」としての認定を希望する者は、入札参加資格審査申請時に、本市が実施する聞取り及び写真撮影等の事務所実態調査について全面的に協力するとともに一切の異議を申し立てない等の誓約書を提出しなければならない。

◎「市内業者」及び「準市内業者」のいずれにも該当しない者は、「市外業者」として取り扱う。

3 市内業者の入札参加資格の設定

- (1) 「甲市内業者」は、入札参加資格を認められた全ての建設工事の種類について、本市全域において市内業者として入札に参加できるものとする。
- (2) 「乙市内業者」は、入札参加資格を認められた建設工事の種類のうち、条件付一般競争入札の対象業種に係る工事の施工箇所と当該業者が市内に有する許可営業所の所在地の属する区域（市制施行前の旧町を単位とする区域。以下同じ。）とが異なる建設工事の種類を除き、入札に参加できるものとする。
- (3) 「準市内業者」は、入札参加資格を認められた建設工事の種類のうち、条件付一般競争入札の対象業種（当該対象業種に係る建設工事の種類が水道施設工事である場合にあっては、当該水道施設工事の施工箇所と当該業者が市内に有する営業所等の所在地の属する区域とが異なるときに限る。）を除き、入札に参加できるものとする。

4 市内業者の格付基準の設定

- (1) 格付にあたっては、「客観的事項（経審の総合評定値）」に「主観的事項」を加算して算出される「総合点数」に基づき行うものとする。
- (2) 「準市内業者」については、主観的事項による加算は行わないものとする。

5 指名基準

- (1) 指名にあたっては、「甲市内業者」を優先的に指名し、「乙市内業者」については当該業者が属する旧町区域において甲と同等に取り扱う。
- (2) 指名業者は、発注工事箇所の旧町区域に属する業者に偏らないよう考慮する。
- (3) 「準市内業者」については、当該業者の属する旧町区域において市内業者に準じて指名する。
- (4) 「市内・準市内業者」による指名業者数の確保が困難な場合において、「市外業者」を指名する。

6 基準適用日

- (1) 本基準の適用は、平成30年6月1日からとする。